公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
資金及び資産の管理運用に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）会計処理規程第 21 条に基づく資金運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（運用の範囲）

第２条　運用の対象とする財産（以下「資金」という。）は、以下とする。

(1)　基本財産（定款第６条に定める財産をいう。）

(2)　その他資産

（運用の基本原則）

第３条　資金の運用について、会長は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、この法人のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

（運用期間）

第４条　資金の運用期間は原則として次のとおりとする。

(1)　短期運用資金１年以内

(2)　長期運用資金１年超

２　前項の規定にかかわらず、金利状況等により資金の運用期間を変更することができる。

（運用資金の範囲）

第５条　長期運用資金は、基本財産とする。

２　短期運用資金は前項に定める資金以外の資金とする。

（運用の基本方針）

第６条　基本財産は、円建ての預貯金、国債、政府保証債又は地方債にて元本返還が確実な方法で運用を行う。

２　その他の財産は、元本返還の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用を行う。

（資金の運用対象）

第７条　資金の運用対象は、次に掲げるものとする。

(1)　預金・貯金
(2)　国債
(3)　政府保証債
(4)　地方債
(5)　公社債投資信託（社債を除く。）
(6)　金銭信託

（運用に係る責任）
第８条　会計処理規程第５条に規定する出納員は、事務総長の命を受け、法令や規程、第６条に定める方針を遵守し、忠実にその業務を執行する義務と責任を負う。
２　出納員は、資金の運用対象を前条各号に掲げるもの以外のものにしようとするときは、事務総長の承認を得るものとする。
３　監事は、資金の運用の状況について、理事会の求めに応じた場合又は監事が必要と判断した場合、調査を実施し、その結果を理事会に報告するものとする。

（運用の方法）
第９条　資金の運用にあたっては、流動性、安全性、収益性等のバランスの配慮に努めるものとする。なお、資金の運用について専門的な識見を必要とする場合には、経理責任者は有識者等から助言を受け、着実な運用に努めなければならない。

（改　廃）
第 10 条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則
この規程は、令和元年５月 30 日から施行する。

附　則
この規程は、令和２年９月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和４年 11 月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和６年３月１日から施行する。